

7. 給水料

◎ 株式会社ナゴヤシップサービス (自 08 時 至17時) (令和 8 年 4 月 1 日改正)

	区 域	1 屯 (m ³) につき	最低給水量
1. 岸壁給水料	2～3・22～25・53～57・59～62・79～85 号岸壁	¥ 250	15 屯 (m ³)
2. 運搬給水料	港内 (高潮防波堤内)	¥ 580	50 屯 (m ³)
	港外 (高潮防波堤外港域内)	¥ 755	100 屯 (m ³)
	港域外 (港域外伊勢湾シーバース北側)	¥ 855	100 屯 (m ³)
	I. S. B (伊勢湾シーバース及び C 1, C 2, C 3)	¥ 1,005	100 屯 (m ³)
3. 原水料 (名古屋市上下水道局水道料及び施設使用料)	上記 1, 2 項に加算する。	¥ 639	

備考

- (1) 時間外作業
- | | | |
|----------------------------|------|------------------------|
| 06 時から 08 時迄 | 50% | } の金額を1, 2項の基本料金に加算する。 |
| 時間外作業 17 時から 22 時迄 | 50% | |
| 時間外作業 22 時から 06 時迄 | 100% | |
| 雨、雪、荒天作業 | 50% | |
| 日曜日、祝祭休日、年末年始(12月31日～1月3日) | 50% | |
- (2) 運搬給水作業のため作業基地を出発した後に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は、当該給水料金の最低給水量分を申し受ける。
- (3) 運搬給水作業に於いて本船の都合により、基準作業時間を超えて作業が実施された場合は、下記基準作業時間を超える 1 時間(端数時間は 1 時間とする)につき基本給水料金の 50% を加算する。

給 水 屯 数	基 準 作 業 時 間
50 屯 未満	1 時間 30 分
50 屯～100 屯 未満	2 時間
100 屯～250 屯 未満	3 時間

- ・ 運搬給水営業時間 08 時～20時30分
- ・ 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。
- ・ 内航船には別途消費税がかかります。(円未満四捨五入)

◎ ACマリン株式会社

(令和7年9月1日実施)

岸壁給水料(北浜ふ頭(南三区) J-7~9、同16~19)

岸壁給水料 1屯(m³) ¥330

但し、1回につき設備使用料として¥5,000を給水屯数料金に加算する。

(備考)

- (1) 1回15屯未満を供給する時は、15屯分の給水料金を申し受けます。
- (2) 時間外作業、荒天作業、日曜、祝祭日作業等に対し特に割増料金は加算しません。

◎内航船には別途消費税がかかります。(円以下四捨五入)

◎ 名古屋埠頭株式会社 (自8時 至17時)

(平成8年2月1日実施)

(1) 岸壁給水料 1 屯 (m³) ¥250

備考

(イ) 時間外作業	6時から8時迄	50%	} の金額を料金に加算する。
時間外作業	17時から22時迄	50%	
時間外作業	22時から6時迄	100%	
雨、雪、荒天作業		50%	
日曜、祝祭日作業及び年末年始割増		50%	

(ロ) 1回15屯未満を供給するときは、15屯分の給水料を申し受ける。

(2) 上記料金に原水料 (名古屋市上下水道局水道料及び施設使用料) 1屯 (m³)につき¥411 を作業屯数に応じて加算させていただきます。

- ・ 本料金表に記載なき事項はその都度協定する。
- ・ 内航船には別途消費税がかかります。(円以下四捨五入)

◎ AKKマリンサービス株式会社

(令和6年8月1日実施)

	区 域	1 屯 (m ³) につき	最低給水料
1. 内湾給水料	南浜ふ頭 (南四区) 出光興産(株)愛知事業所 南浜地区私設棧橋	¥420	5 屯 (m ³)
2. 原水料	(知多市水道局水道料及び施設使用料) 上記1項に追加する	¥280	

- ・ 給水は、出光興産(株)愛知事業所 南浜地区私設棧橋へ着棧中とします。
- ・ 内航船は別途消費税がかかります (円未満四捨五入)。